

# 中心市街地活性化に資する国の支援措置に係る令和 8 年度予算等について（概要）

# 目次

## 1. 各府省庁の取組（認定と連携した支援措置等）

| 所管府省庁  | 支援措置名  | 支援措置区分 | 頁        |
|--------|--|--------|----------|
| 内閣府    | 地域未来交付金(地域未来推進型)   | (2)②   | 7        |
| こども家庭庁 | 就学前教育・保育施設整備交付金  | (3)    | 9        |
|        | 保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育士修学資金貸付等事業)                      | (3)    | 10~11    |
|        | 地域少子化対策重点推進交付金   | (3)    | 12       |
| 総務省    | 中心市街地活性化ソフト事業  | (2)①   | 14~16    |
|        | 中心市街地再活性化特別対策事業  | (2)①   | 14,15,17 |
| 文部科学省  | 公立文教施設の整備  | (3)    | 19~20    |
| 文化庁    | 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業  | (3)    | 21       |
|        | 伝統的建造物群基盤強化事業  | (3)    | 22       |
|        | 歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業   | (3)    | 23       |
| 厚生労働省  | 医療提供体制施設整備交付金  | (3)    | 25       |
|        | 社会福祉施設等施設整備費補助金  | (3)    | 26       |
|        | 地域支援事業交付金等   | (3)    | 27       |
| 農林水産省  | 農村集落基盤再編・整備事業(農山漁村地域整備交付金、沖縄振興公共投資交付金)                         | (3)    | 29~31    |
|        | 地域用水環境整備事業(農山漁村地域整備交付金、沖縄振興公共投資交付金)                            | (3)    | 32~33    |
|        | 食品流通拠点施設整備事業(強い農業づくり総合支援交付金)                                   | (3)    | 34       |
| 中小企業庁  | 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定(法第7条 第12項、第50条)                   | (1)    | 36,38    |
|        | 中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売事業者等の設備投資資金等に対する低利融資(企業活力強化貸付(企業活力強化資金)) | (3)    | 36       |
|        | 商店街等活性化支援事業<br>(中小企業基盤整備機構運営費交付金)                              | (3)    | 37,39    |

※支援措置区分：（1）法に定める特別の措置 （2）①認定と連携した特別措置 （2）②認定と連携した重点的な支援措置 （3）その他の支援措置

| 所管府省庁  | 支援措置名  | 支援措置区分 | 頁     |
|--|--|--------|-------|
| 国土交通省  | 中心市街地共同住宅供給事業  | (1)    | 41    |
|  | 都市開発資金(用地先行取得資金)   | (2)①   | 42    |
|  | 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業) 防災・安全交付金(暮らし・にぎわい再生事業)                   | (2)①   | 43    |
|  | 社会資本整備総合交付金(河川事業、統合河川環境整備事業) 防災・安全交付金(河川事業)                        | (2)②   | 44～47 |
|  | 社会資本整備総合交付金(住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業) 防災・安全交付金(住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業)         | (2)②   | 48    |
|  | 社会資本整備総合交付金(水道・下水道事業、都市水環境整備下水道事業) 防災・安全交付金(水道・下水道事業、都市水環境整備下水道事業) | (2)②   | 49～64 |
|  | 社会資本整備総合交付金(住宅市街地基盤整備事業) 防災・安全交付金(住宅市街地基盤整備事業)                     | (2)②   | 65    |
|  | 社会資本整備総合交付金(住宅市街地総合整備事業) 防災・安全交付金(住宅市街地総合整備事業)                     | (2)②   | 66    |
|  | 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業) 防災・安全交付金(地域住宅計画に基づく事業)                   | (2)②   | 67    |
|  | 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) 防災・安全交付金(街なみ環境整備事業)                         | (2)②   | 68    |
|  | 社会資本整備総合交付金(港湾事業) 防災・安全交付金(港湾事業)                                   | (2)②   | 69    |
|  | 社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業) 防災・安全交付金(優良建築物等整備事業)                       | (3)    | 70    |
|  | 地域公共交通確保維持改善事業等  | (3)    | 71    |
|  | 官民連携都市再生推進事業   | (3)    | 72    |
|  | 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業) 防災・安全交付金(都市再生整備計画事業)                       | (3)    | 73～74 |
|  | 社会資本整備総合交付金(都市再生区画整理事業) 防災・安全交付金(都市再生区画整理事業)                       | (3)    | 75    |
|  | 都市構造再編集中支援事業   | (3)    | 76    |
|  | 社会資本整備総合交付金(まちなかウォーカーカブル推進事業) 都市再生推進事業費補助(まちなかウォーカーカブル推進事業)        | (3)    | 77    |
|  | 社会資本整備総合交付金(都市公園・緑地等事業) 防災・安全交付金(都市公園・緑地等事業)                       | (3)    | 78    |
|  | 社会資本整備総合交付金(道路事業) 防災・安全交付金(道路事業) 連続立体交差事業、無電柱化推進計画事業 等             | (3)    | 79～82 |
|  | 空き家対策総合支援事業  | (3)    | 83    |
| 鉄道駅総合改善事業費補助   | (3)  | 84     |       |
| 地下鉄など鉄道整備に対する補助(都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道／空港アクセス鉄道等)、幹線鉄道等活性化事業費補助) | (3)  | 85～87  |       |
| 都市鉄道利便増進事業費補助  | (3)  | 88     |       |

※支援措置区分：(1) 法に定める特別の措置 (2) ①認定と連携した特別措置 (2) ②認定と連携した重点的な支援措置 (3) その他の支援措置

# 目次

## 2. その他の取組

| 所管府省庁等                   | 取組名                    | 頁     |
|--------------------------|------------------------|-------|
| 内閣府                      | 中心市街地活性化推進事業           | 91～93 |
| 一般財団法人地域総合整備財団<br>ふるさと財団 | 地域再生マネージャー事業(まちなか再生事業) | 95～98 |

# 1. 各府省庁の取組（認定と連携した支援措置等）

# 内閣府の取組

# 地域未来交付金（内閣府地方創生推進室）

令和8年度当初予算額 1,600.0 億円  
（令和7年度予算額 2,000.0億円）

## 事業概要・目的

- 地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、東京一極集中の是正や地場産業の付加価値向上、小規模自治体への徹底支援を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、大規模な地方創生策等を推進する。
- 地場産業の付加価値向上など、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押しする。
- 人口急減地域を含む小規模自治体も交付金を十分に活用できるよう、国が申請から実施まで徹底的にサポートする。

## 事業イメージ・具体例

### ○主な対象事業

- ・地方の大きな伸び代と地域の特性を最大限に活かすため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域の独自の取組を支援。
- ・各地方公共団体による産業クラスター計画や地場産業の成長戦略が、真に地方の活力を最大化することに繋がるような取組を支援。

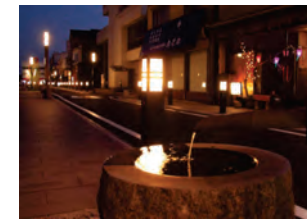
スタートアップ支援拠点の整備



地場産品の販売促進



温泉施設等観光拠点の整備



## 資金の流れ



※地方財政措置については検討中。

※上記事業のうち、公共事業関係費予算は、各省庁への予算移替がある。

## 期待される効果

- 地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、東京一極集中の是正や地場産業の付加価値向上、小規模自治体への徹底支援を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築する。

# こども家庭庁の取組

令和8年度予算額 229億円(245億円) + 令和7年度補正予算額 306億円

## 事業の目的

- 保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

## 事業の概要

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。
- 【対象事業】
  - ・保育所整備事業【私立】 ・幼保連携型認定こども園整備事業【私立】 ・認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）【私立】 ・公立認定こども園整備事業（教育部分に限る）
  - ・小規模保育整備事業【私立・公立】 ・乳児等通園支援事業実施事業所整備事業【私立・公立】 ・防音壁整備事業 ・防犯対策強化整備事業

## 実施主体等

- 【実施主体】 ①（②以外）市区町村 ②（公立認定こども園）都道府県・市区町村
- 【設置主体】 ①（うち、私立保育所、私立認定こども園）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人
- ※ 「実施計画」の採択を受けている場合「市町村が認めた者（公立施設を除く）」を設置主体とすることができる。
- ①（うち、小規模保育事業所、乳児等通園支援事業所）市町村が認めた者（公立施設を含む。）
- ②都道府県・市区町村
- 【対象施設】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設  
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所 等

### 【補助割合】

- ① 原則国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4

<補助率の嵩上げについて> 以下に該当する場合には、補助率の嵩上げを行う（1/2→2/3）【国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4】

- 待機児童対策 ※認定こども園の場合、補助率の嵩上げは「保育所部分」に限る  
待機児童が10人以上見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）において、財政力指数が1.0未満の市町村かつ、20人以上の定員増加に必要な整備であること等
- 人口減少対策 ※認定こども園の場合、補助率の嵩上げは「保育所部分」および「教育部分」に適用する  
過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で施設の統廃合や多機能化等に伴う整備であること等
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）  
乳児等通園支援事業を実施する **こども誰でも通園制度総合支援システムを導入（予定）**の市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

- ② 原則国 1／3、設置者（市区町村） 2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

【拡充】補助率の嵩上げについて、「人口減少対策」のための認定こども園の整備については、「保育所部分」に加えて「教育部分」にも嵩上げを適用する。

※「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく耐災害性強化対策（令和7年度補正予算額 40億円）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算額 463億円の内数（464億円の内数） + 令和7年度補正予算額 104億円の内数

## 事業の目的

- 賃貸物件を活用して保育所等を設置する際、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修を行う際等に要する改修費等の一部を補助する。また、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施事業所の設置を行うために必要な改修費等の一部を補助する。

## 事業の概要

- 【対象事業】  
 (1) 賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 (2) 小規模保育改修費等支援事業 (3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業  
 (4) 認可化移行改修費等支援事業 (5) 家庭的保育改修費等支援事業 (6) 乳児等通園支援事業実施事業所改修費等支援事業

## 実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額 (R8)】

|                           |                     |          |
|---------------------------|---------------------|----------|
| (1) 新設または定員拡大の場合 (1施設当たり) | 利用(増加) 定員19名以下      | 19,968千円 |
|                           | 利用(増加) 定員20名以上59名以下 | 35,942千円 |
|                           | 利用(増加) 定員60名以上      | 73,216千円 |

老朽化対応の場合 (1施設当たり) 35,942千円

|                                 |                              |                        |
|---------------------------------|------------------------------|------------------------|
| (2) 1事業所当たり: 29,287千円           | (3) 1施設当たり: 29,287千円         | (4) 1施設当たり: 42,599千円   |
| (5) 保育所で行う場合 (1か所当たり): 29,287千円 | 保育所以外で行う場合 (1か所当たり): 3,194千円 |                        |
| (6) 1事業所当たり                     | ①改修費等: 4,876千円               | ②礼金及び賃借料(開設前月分): 600千円 |

【補助割合】 (1)～(4)、(6) 国: 1/2、市区町村: 1/4、設置主体: 1/4 (\*国: 1/2、市区町村: 1/2  
 (※)国: 2/3、市区町村: 1/12、設置主体1/4 (\*国: 2/3、市区町村: 1/3  
 (5) 国: 1/2、市区町村: 1/2 (※)国: 2/3、市区町村: 1/3

＜補助率の嵩上げについて＞ 以下に該当する場合には補助率の嵩上げを行う (1/2→2/3)

○待機児童対策

待機児童が10人以上見込まれる市区町村(保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要)において、財政力指数が1.0未満の市町村かつ、20人以上の定員増加に必要な整備であること等

○人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村(保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要)で施設の統廃合や多機能化等に伴う整備であること等

○乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

乳児等通園支援事業を実施するこども誰でも通園制度総合支援システムを導入(予定)の市区町村(保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要)

\* 公立の場合の補助率(2)、(6)に限る

【見直し】「定期借家契約」の賃貸物件については補助の対象外とする。

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算額 463億円の内数（464億円の内数） + 令和7年度補正予算額 40億円

## 事業の目的

- 保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

## 事業の概要

|  |   |   |
|--|---|---|
| <p>1. 保育士修学資金貸付<br/>(個人向け)</p>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け<br/>卒業後、5年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除<br/>※貸付決定者数 4,439人（令和6年度実績）</li> <li>○ 保育士養成施設に通う貸付けを受けていない学生を対象に、最終学年時における就職活動に係る費用の一部を貸付け<br/>卒業後、5年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除<br/>※上記の貸付けを含め、令和8年度募集より貸付対象者の家庭の経済状況に係る要件を具体化【見直し】</li> </ul> | <p>○貸付額（上限）</p> <p>ア 学 費 5万円（月額）<br/>イ 入学準備金 20万円（初回に限る）<br/>ウ 就職準備金 20万円（最終回に限る）<br/>エ 生活費加算 4～5万円程度（月額）<br/><small>※就職準備金のみ貸付の場合は、最終学年進級時に貸付<br/>※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る</small></p> <p>※貸付期間：最長2年間</p> |
| <p>2. 保育補助者雇上支援<br/>(事業者向け)<br/>※ 幼保連携型認定こども園も対象</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用を貸付けにより、保育士の負担を軽減</li> <li>○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者の追加配置に必要な費用を貸付け</li> <li>○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除<br/>※貸付決定者数 138人（令和6年度実績）</li> </ul>                   | <p>○保育補助者雇上費貸付額(上限)<br/>295.3万円(年額) ※貸付期間：最長3年間</p> <p>○保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限)<br/>221.5万円(年額) ※貸付期間：最長3年間</p>  |
| <p>3. 未就学児をもつ保育士の<br/>保育所復帰支援<br/>(個人向け)</p>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部貸付けにより、再就職を促進</li> <li>○ 再就職後、2年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除<br/>※貸付決定者数 1,418人（令和6年度実績）</li> </ul>   | <p>○貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額)<br/>※貸付期間：1年間</p>  |
| <p>4. 潜在保育士の再就職支援<br/>(個人向け)</p>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進</li> <li>○ 再就職後、2年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除<br/>※貸付決定者数 1,372人（令和6年度実績）</li> </ul>   | <p>○貸付額(上限) 就職準備金 40万円</p>  |
| <p>5. 未就学児を持つ保育士の<br/>子どもの預かり支援<br/>(個人向け)</p>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所等に勤務する未就学児を有する保育士について、勤務時間（早朝又は夜間）により、自身のこどもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援</li> <li>○ 2年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除<br/>※貸付決定者数 7人（令和6年度実績）</li> </ul>   | <p>○貸付額(上限) 事業利用料金の半額<br/>※貸付期間：2年間</p>   |

## 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市

【補助割合】 国：9／10、都道府県・指定都市：1／10

令和8年度予算 10億円（令和7年度補正予算 77億円）

## 事業の目的

- こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）において、「結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援」が掲げられている。効果的な少子化対策の推進には、政府の取組に加え、住民に身近な地方公共団体が、地域の実情や課題に応じた取組を進めることが重要であることから、地方公共団体が行う少子化対策の取組を強力に推進するため、地域少子化対策重点推進交付金による取組を推進する。

## 事業の概要

### ① 地域少子化対策重点推進事業（※1 ※2）

結婚、子育てに関する地方公共団体の取組（結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成の取組）を支援する。

#### (1) ライフデザイン・結婚支援重点推進事業

- ・一般メニュー（補助率：2/3）  
結婚支援センターの開設・運営、結婚支援を行うボランティア等の育成・組織化 等
- ・重点メニュー（補助率：3/4）  
自治体間連携を伴う取組、若い世代の描くライフデザイン支援 等

#### (2) 結婚支援コンシェルジュ事業（補助率：3/4）

#### (3) 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業

- ・一般メニュー（補助率：1/2）  
結婚、妊娠・出産、子育ての温かい社会づくり・気運醸成に向けた、当事者及びその他の社会のあらゆる構成員の意識や行動の改革をもたらそうとする取組
- ・重点メニュー（補助率：2/3）  
自治体間連携を伴う取組、地域全体で結婚・子育てを応援する気運醸成、育児休業取得と家事・育児分担の促進 等

### ② 結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム（※1）

ライフデザイン支援講座やプレコンセプションケアに関する講座等を受講した新婚世帯を対象に、地方公共団体が家賃・引越費用等を補助する取組を支援する。

- ・一般コース（補助率：1/2）
- ・都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）  
【対象世帯所得】500万円未満 【交付上限額】夫婦共に29歳以下：60万円 夫婦共に39歳以下（左記世帯を除く）：30万円  
【交付要件】ライフデザイン支援講座やプレコンセプションケアに関する講座等の受講

（※1）（令和8年度予算～）財政力指数1以上の自治体は、一律補助率を1/2とする。

（※2）（令和8年度予算～）財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。

## 実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村等

# 総務省の取組

# 総務省における中心市街地活性化施策の概要

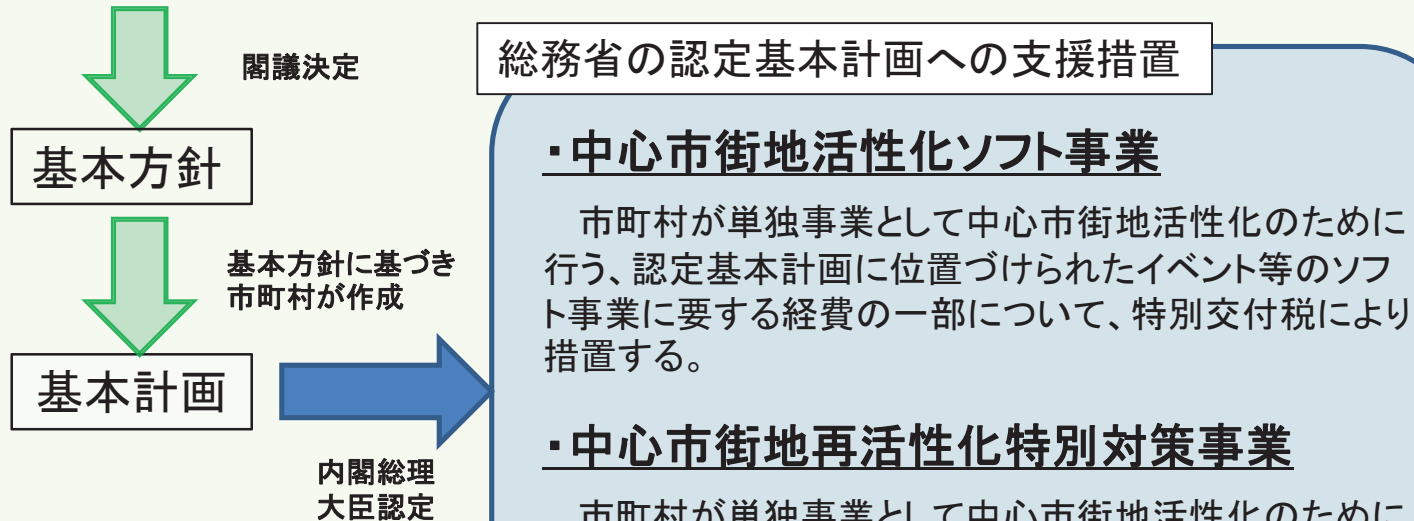
## 目的

中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することで地域活性化に寄与することを目的とする。

## 支援スキーム

中心市街地の活性化に関する法律(平成10年6月3日法律第92号)に基づき、以下のとおり実施

中心市街地活性化本部(本部長:内閣総理大臣、構成員:総務大臣ほか全ての閣僚)



### 総務省の認定基本計画への支援措置

#### ・中心市街地活性化ソフト事業

市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられたイベント等のソフト事業に要する経費の一部について、特別交付税により措置する。

#### ・中心市街地再活性化特別対策事業

市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられた施設整備等を、一般単独事業債の対象(充当率75%)とし、その元利償還金の30%を特別交付税により措置する。

# 総務省における中心市街地活性化施策の対象事業

## 中心市街地活性化ソフト事業

### ① イベント事業

### ② 講演会、シンポジウム等

### ③ 後継者育成研修事業

### ④ 具体化のための調査、資金計画、事業性評価、合意形成等

### ⑤ 空き店舗対策事業

### ⑥ その他特に重要なソフト事業

①～⑥は全て中心市街地活性化を目的とする事業に限られる。

※商店街振興組合、市民団体、第三セクター等が実施するものに対して助成する場合を含む。

※国庫補助金や交付金等を伴う事業は対象としない。

## 中心市街地再活性化特別対策事業

### (1) 公共施設整備事業

- ・集客力を高める施設の整備  
(多目的広場、イベント広場、駐車場、多目的ホール、イベントホール等)
- ・地域の産業の振興に資する施設の整備  
(展示施設、物産会館等)
- ・良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備  
(ポケットパーク、緑地、駐輪場、あずま屋、街路灯、ストリートファニチャー等)
- ・子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備(託児所、親子交流サロン、学習コーナー等)

### (2) 助成事業

一般住民の利用に供される公共施設の整備で、公共的団体が行うもの(多目的ホール、イベントホール、多目的広場、イベント広場、駐輪場等の広く一般住民の直接の利用に供される施設で、地方公共団体が自ら設置する場合と同様の公共性を有するものに限る。)に対する市町村の助成事業

## 中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

総務省地域力創造グループ地域振興室

|  |
|--|
| <b>【支援措置名】</b> 中心市街地活性化ソフト事業   |
| <b>【支援措置区分】</b> (2) ①認定と連携した特例措置   |
| <b>【概要】</b><br>市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられたイベント等のソフト事業に要する経費の一部について特別交付税により措置する。                              |
| <b>【対象事業の分類】</b><br>①イベント事業<br>②講演会、シンポジウム等<br>③後継者育成研修事業<br>④事業の具体化のための調査、資金計画、事業性評価、合意形成等<br>⑤空き店舗対策事業<br>⑥その他特に重要なソフト事業 |
| <b>【近年の取組状況】</b><br>令和7年度においては、659件を特別交付税の対象とした。   |
| <b>【備考】</b>  |

|   |
|---|
| <p>【支援措置名】 中心市街地再活性化特別対策事業</p>  |
| <p>【支援措置区分】 (2) ①認定と連携した特例措置</p>  |
| <p>【概要】</p> <p>市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられた施設整備等を一般単独事業債の対象とする。</p>  |
| <p>【対象となる施設整備の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集客力を高める施設の整備（市民広場、ホール、駐車場等）</li> <li>・ 地域の産業の振興に資する施設の整備（展示施設等）</li> <li>・ 良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備（ポケットパーク等）</li> <li>・ 子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備（託児所等）</li> </ul> <p>【近年の取組状況】</p> <p>令和7年度においては、5事業・総額933百万円を一般単独事業債の対象とした。</p> |
| <p>【備考】</p>   |

# 文部科学省の取組 文化庁の取組

# 公立学校施設の整備

## 新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現

令和8年度予算額 678億円  
 (前年度予算額 691億円)  
 令和7年度補正予算額 2,552億円

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備**を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献**する持続可能な教育環境の整備を推進。

### 背景

#### 新しい時代の学校施設

#### 新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・集約化、校内ネットワーク環境の整備



**老朽化対策と一体**で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備

**他施設との複合化**により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備

#### 国土強靱化

#### 防災・減災、国土強靱化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化
- 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等



**激甚化・頻発化**する災害への対応(能登半島地震における外壁・内壁落下)

避難所としての**防災機能強化**(バリアフリートイレの整備)

#### 脱炭素化

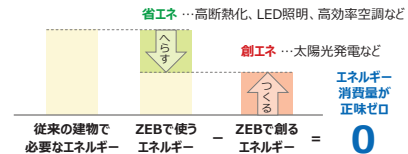
#### 脱炭素化の推進

- 学校施設の ZEB※ 化 (高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等)
- 木材利用の促進 (木造、内装木質化)

※Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建築物



**柱や内装に木材を活用し**、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現



学校施設の**ZEB化**

### 改正事項

#### 単価改定

- 物価変動の反映等による増：**対前年度比 +7.7%**  
 小中学校校舎(鉄筋コンクリート造)の場合：R7:325,700円/㎡ ⇒ R8:350,800円/㎡

(担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)

# 体育・スポーツ施設整備 (学校施設環境改善交付金等)

|              |              |
|--------------|--------------|
| 令和8年度予算額     | 2,817,891千円  |
| (前年度予算額)     | 3,208,456千円) |
| 令和7年度補正予算額   | 2,200,565千円  |
| (令和6年度補正予算額) | 1,561,459千円) |



事業開始年度 平成23年度～

▶ 自治体が整備する体育・スポーツ施設に対して学校施設環境改善交付金を交付することにより、以下を推進する。

- 地域のスポーツ環境の充実
- 2050年カーボンニュートラル達成に向けて、脱炭素社会の実現に寄与する環境整備
- 災害時には避難所として活用されるための環境整備（耐震化及び空調設備の整備等）

## スポーツをする場の確保



- 学校のプール、武道場の新改築等
- 地域の拠点となる運動場、体育館、プール、武道場等の新改築等

※改築：既存の施設を全部取り壊し、更地にしてから同様の施設を造る工事

## 国土強靱化の推進



避難場所の活用

- 地域のスポーツ施設の耐震化（構造体・非構造体）
- スポーツ施設の空調整備

## 脱炭素社会の推進



- 地域のスポーツ施設に再生可能エネルギーを整備
- CO<sub>2</sub>排出減に寄与する整備を支援

補助対象

地方公共団体

算定割合

1/3 補助 ※空調新設、社会体育施設の複合化・集約化等は1/2

R8制度改正

- 社会体育施設の空調設備（新設）について、補助率引上げ措置の期間延長（令和12年度まで）

事業開始年度 令和5年度～

▶ 地域スポーツクラブ活動に必要な用具の保管のための用具庫等、運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行に資する施設について、整備・改修（28.2億円の内0.2億円）を支援する。

補助対象

地方公共団体

補助対象となる学校種

公立中学校


算定割合

1/3 補助

効果

- ✓ 災害に強く、災害時にも快適に過ごせるスポーツ施設を整備することで、災害に強いまちづくりに繋がる。
- ✓ 環境にやさしい地域のスポーツ施設を増やし、脱炭素社会の実現に貢献する。
- ✓ 地域スポーツクラブ活動に必要な整備・改修を支援することで、地域のスポーツ環境整備を促進する。

# 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業

令和8年度予算額 11,334百万円  
 (前年度予算額 11,334百万円)  
 【令和7年度補正予算額 5,377百万円】 

## 現状・課題

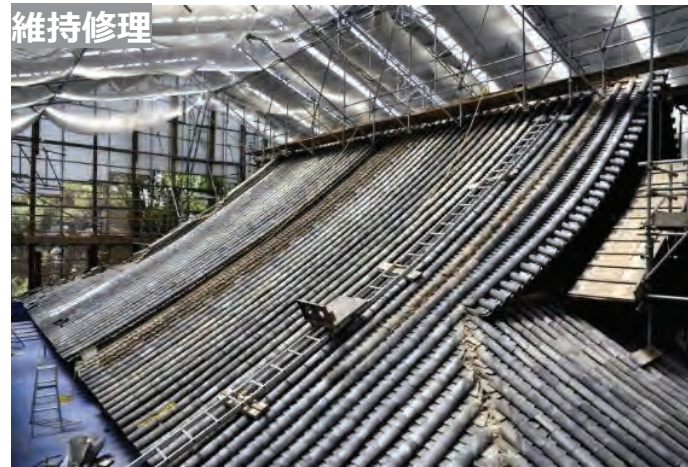
国宝・重要文化財建造物は、滅失してしまえば取り返しのつかないものであるが、経年等による劣化は避けられない。文化財建造物を確実に次世代に継承するため、所有者等が適切な周期で安定的に保存修理を実施できるよう支援する必要がある。

地域の宝でもある国宝・重要文化財建造物は、観光振興等の核として地域の活性化に寄与するものであることから、公開活用等の取り組みについても支援し、文化財建造物の活用を促進する必要がある。

## 事業内容

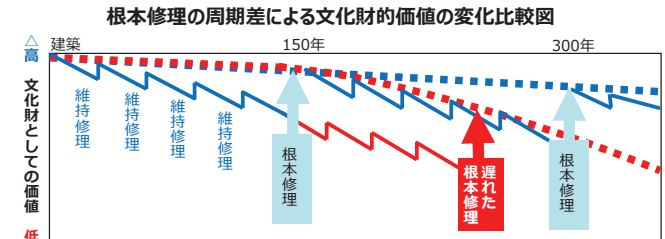
- 補助対象事業
  - (1) 根本修理
  - (2) 維持修理
  - (3) 特殊修理
  - (4) 保存修理（近現代建造物）
  - (5) 情報発信
  - (6) 先端技術活用
  - (7) 公開活用事業
  - (8) 環境保全等
- 補助事業者：所有者、管理団体等
- 補助金の額：原則、補助対象経費の50%

※財政状況による補助率の加算あり（最大35%）

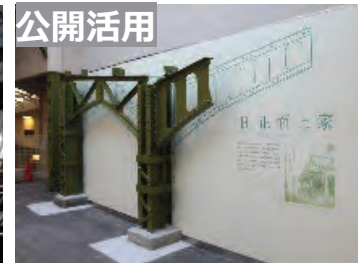


維持修理

重要文化財 知恩院勢至堂  
本瓦葺解体状況（京都府）



根本修理の周期差による文化財的価値の変化比較図  
 ※伊原恵司氏（文建協調査室長）の研究論文（1990年）による



公開活用

展示解説整備



環境保全

保存管理施設の設置



先端技術活用

写真測量による3Dモデルの作成



情報発信  
(パンフレット)

## アウトプット（活動目標）

適正な修理周期で修理するための事業規模の確保

|      |
|------|
| 令和8年 |
| 161件 |

(年間の木造建造物の修理事業実施件数)

文化財の匠プロジェクト（令和3年12月24日 文部科学大臣決定）に基づく目標値

## 短期アウトカム（成果目標）

修理周期の適正化（木造建造物）


|           |
|-----------|
| 適正な修理周期   |
| 維持修理 30年  |
| 根本修理 150年 |

## 長期アウトカム（成果目標）

我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な文化財の劣化進行を抑制し、経済的にも合理的な時期に修理を行うことで、保存と活用の好循環を図る。

担当：建造物課

# 伝統的建造物群基盤強化

令和8年度予算額 1,567百万円  
 (前年度予算額 1,567百万円)  
 【令和7年度補正予算額 539百万円】 

## 現状・課題

伝統的建造物群は、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している集落や町並みであり、市町村がこうした地区の保存・活用を図るものうち、特に価値の高いものを国が「重要伝統的建造物群保存地区」（以下「重伝建地区」）に選定し、市町村の取組を支援している。

重伝建地区は、門前町や宿場町、商家町など観光資源としての人気も高いが、修理や修景、防災環境の整備が進んでいないなどの課題がある。地区全体の魅力と安全性を向上させ、観光振興や地方創生を図る必要がある。



下郷町大内宿伝統的建造物群保存地区（昭和56年選定）の修理事例

## 事業内容

### ● 補助対象事業

- (1) 伝統的建造物群の保存・対策、防災対策に係る調査
- (2) 修理・修景・公開活用整備
- (3) 防災・耐震
- (4) 買上
- (5) 先端技術の活用

### ● 補助事業者：市町村

### ● 補助金の額：原則、補助対象経費の1/2

**伝建地区を社会基盤として体系的に捉え地区全体の魅力と安全性を向上**

**修理・修景、防災・耐震の促進**



＜秋田県 仙北市角館＞  
修景事業で新築した建造物

**公開活用**



＜福島県 下郷町大内宿＞  
防災事業で整備した放水銃

**先端技術の活用**



＜佐賀県 嬉野市塩田津＞  
公開活用施設

**先端技術の活用**



＜静岡県 焼津市花沢＞  
石垣耐震補強のためのレーザー探査

↓

文化の継承

地区の安全

地域の創生

観光の振興

### アウトプット（活動目標）

- 重伝建地区の修理・修景等を実施した
- 地方公共団体の数

| 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------|-------|
| 108   | 108   |

### 短期アウトカム（成果目標）

- 重伝建地区の文化財としての価値の維持と向上
- 重伝建地区の環境保全及び公開活用の促進
- 重伝建地区の防災環境の向上

### 長期アウトカム（成果目標）

- 地域の歴史や文化を生かしたまちづくりの推進
- 地域の活性化や観光拠点としての魅力向上
- 地域の文化財の保存・活用に対する国民の機運醸成に寄与。

担当：建造物課

# 歴史活き活き！ 史跡等総合活用整備事業

令和8年度予算額 4,007百万円  
 (前年度予算額 4,507百万円)  
 【令和7年度補正予算額 3,680百万円】



## 現状・課題

史跡名勝天然記念物等は本質的価値の保存が必要であり、劣化により修理や復旧が必要となった場合には速やかに処置を行わなければ損壊が拡大してしまう。

しかし、近年、経年による劣化や自然災害の増加などから総事業量が増加していることから、修理が遅れ、工期の長期化や更なる損壊が生じる状況となっている。我が国の歴史的財産として活用できるよう、その文化財としての価値を維持するため適正な周期で修理等を実施できるよう支援する必要がある。



史跡 洲本城跡整備工事（兵庫県）

## 事業内容

### ● 補助対象事業

#### （1）史跡等総合活用整備事業

- ア 復旧（保存修理）
- イ 環境整備
- ウ 活用施設整備等

#### （2）先端技術活用事業

- 補助事業者：所有者、管理団体等
- 補助金の額：原則、補助対象経費の1/2

### 保存と活用の一体的整備

#### ガイダンス施設・案内板等の整備

- ・情報発信の場の整備による史跡等の認知度及び来訪者の理解の向上
- ・多言語化により訪日外国人に対応



史跡「キウス周堤壘群」のガイダンス施設整備（北海道千歳市）

### 保存・修理整備

- ・適切な周期に則った保存整備



特別史跡無量光院跡での修景整備（岩手県平泉町）

魅力ある活用を図るための環境の整備  
 観光客を呼び込み長時間滞在を実現  
 文化財を通じた地域の活性化の達成



史跡「長柄桜山古墳群」第1号墳での復元整備（神奈川県逗子市・葉山町）

### 歴史的建造物の復元整備

- ・地域のシンボルの創生により住民の関心と認知度の向上
- ・観光資源としての史跡等の価値向上



特別史跡多賀城跡附寺跡での南門復元（宮城県多賀城市）

### 先端技術活用（石垣調査）



史跡「島原藩主深溝松平家墓所」での石垣測量（愛知県幸田町）

### アウトプット（活動目標）

適正な修理周期で修理するための事業規模の確保

令和8年

495件(37件)

### 短期アウトカム（成果目標）

修理周期の適正化

適正な修理周期

概ね 30年

### 長期アウトカム（成果目標）

我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な文化財の劣化進行を抑制し、経済的にも合理的な時期に修理を行うことで、保存と活用の好循環を図る。

※括弧内の件数は重要文化財等防災施設整備事業による史跡等の整備件数  
 文化財の匠プロジェクト（令和3年12月24日 文部科学大臣決定）に基づく目標値

# 厚生労働省の取組

# 医療提供体制施設整備交付金の概要

**I 予算額** 令和7年度当初予算額 令和8年度当初予算額  
3,779,373 千円 → 3,772,553 千円

**II 要旨**  
医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制強化を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援するもの。

## III 「計画に基づく施策の実施（施設）」に対して助成を行う

### 医 療 計 画

都道府県は「医療計画に基づく事業計画」を策定



### 「医療提供体制施設整備交付金」を各都道府県に交付

**IV 交付対象** 注1) 公立(都道府県、市町村、地方独立行政法人、一部事務組合、広域連合)は、★の事業を除き補助対象外  
注2) 公的…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

| 補助対象事業《メニュー区分》    | 公的 | 民間 | 独法 | 調整率  | 補助対象事業《メニュー区分》              | 公的 | 民間 | 独法 | 調整率  |
|-------------------|----|----|----|------|-----------------------------|----|----|----|------|
| 休日夜間急患センター        | ○  | ○  | ○  | 0.33 | 特殊病室施設                      | ○  | ○  | ○  | 0.33 |
| 病院群輪番制病院及び共同利用型病院 | ○  | ○  | ○  | 0.33 | 治験施設                        |    | ○  | ○  | 0.33 |
| 救急ヘリポート           | ○  | ○  | ○  | 0.33 | 特定地域病院                      | ○  | ○  | ○  | 0.33 |
| ヘリポート周辺施設整備       | ○  | ○  | ○  | 0.33 | 共同利用施設(開放型病棟等)              |    | ○  | ○  | 0.33 |
| (地域)救命救急センター      | ○  | ○  | ○  | 0.33 | 医療施設近代化施設                   | ○  | ○  | ○  | 0.33 |
| 小児救急医療拠点病院        | ○  | ○  | ○  | 0.33 | 医療施設土砂災害防止施設整備              | ○  | ○  | ○  | 0.33 |
| 小児初期救急センター施設      | ○  | ○  | ○  | 0.33 | 医療施設等耐震整備                   | ○  | ○  | ○  | 0.5  |
| 小児集中治療室           | ○  | ○  | ○  | 0.33 | 南海トラフ地震に係る津波避難対策            | ○  | ○  | ○  | 0.33 |
| 小児医療施設            | ○  | ○  | ○  | 0.33 | アスベスト除去等整備                  | ○  | ○  | ○  | 0.33 |
| 周産期医療施設           | ○  | ○  | ○  | 0.33 | 医療機器管理室施設整備                 |    | ○  | ○  | 0.33 |
| 地域療育支援施設          | ○  | ○  | ○  | 0.5  | 地球温暖化対策施設整備                 | ○  | ○  | ○  | 0.33 |
| 基幹災害拠点病院          | ○  | ○  | ○  | 0.5  | 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設(民間は一部) | ○  | ○  | ○  | 0.5  |
| 地域災害拠点病院          | ○  | ○  | ○  | 0.5  | 地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設          | ○  | ○  | ○  | 0.5  |
| 災害拠点精神科病院         | ○  | ○  | ○  | 0.5  | ★非常用自家発電設備及び給水設備整備          | ○  | ○  | ○  | 0.33 |
| ★医療施設浸水対策事業       | ○  | ○  | ○  | 0.33 |                             |    |    |    |      |

## V 調整率

➤ 調整率 0.5、0.33

# 社会福祉施設等施設整備費補助金

令和8年度当初予算 40億円 (50億円) ※ ()内は前年度当初予算額

※ 令和7年度補正予算：101億円

## 1 事業の目的

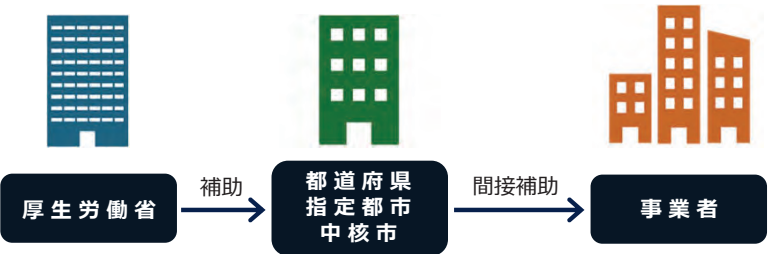
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、入所者等の福祉の向上を図ることを目的としている。

## 2 事業の概要

障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域移行を支える基盤として、グループホーム等の整備を促進する。

また、障害者支援施設等の安全・安心を確保するため、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。

加えて、水害等に備えた排水設備の改修費用を、新たに補助対象に加える。



## 3 実施主体等

実施主体：社会福祉法人等

補助率：1/2 [間接補助]  
(負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

- 対象施設：ア 障害者総合支援法関連  
障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（生活介護、就労継続支援）、居宅介護事業所（居宅介護、行動支援）、短期入所施設、共同生活援助事業所（グループホーム）等
- イ 生活保護法等関連  
救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設 等
- ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律関連  
女性自立支援施設 等

# 地域支援事業（地域支援事業交付金・重層的支援体制整備事業交付金）

令和8年度当初予算 1,807億円（1,800億円）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、切れ目のない在宅医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。



## 2 事業費・財源構成

### 事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

#### 【事業費の上限】

#### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」

※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能

#### (2) 包括的支援事業・任意事業

「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」

+ 「社会保障の充実分」

### 財源構成

#### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

1号保険料、2号保険料と公費で構成  
(介護給付費の構成と同じ)

#### (2) 包括的支援事業・任意事業

1号保険料と公費で構成  
(2号は負担せず、公費で賄う)

|       | (1)   | (2)    |
|-------|-------|--------|
| 国     | 25%   | 38.5%  |
| 都道府県  | 12.5% | 19.25% |
| 市町村   | 12.5% | 19.25% |
| 1号保険料 | 23%   | 23%    |
| 2号保険料 | 27%   | -      |

## 3 実施主体・事業内容等

### 実施主体

市町村

### 事業内容

高齢者のニーズや生活実態等に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的にサービスを提供する。

### ① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

#### ア サービス・活動事業（第一号事業）

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、  
介護予防ケアマネジメント

#### イ 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、  
一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

### ② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅医療と介護の連携体制、認知症高齢者等への支援体制等の構築を行う。

#### ア 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、  
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

#### イ 社会保障の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化（家族介護者に係る地域課題への対応を含む）、認知症施策の推進、地域ケア会議の開催

### ③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。

- ・介護給付費等費用適正化事業
- ・家族介護支援事業（家族介護者の働き方の希望等に配慮した相談窓口の設置、企業や家族介護者同士を含む地域全体でのネットワーク構築等を含む）等

# 農林水産省の取組

# 農村集落基盤再編・整備事業（農山漁村地域整備交付金）

## 事業の概要

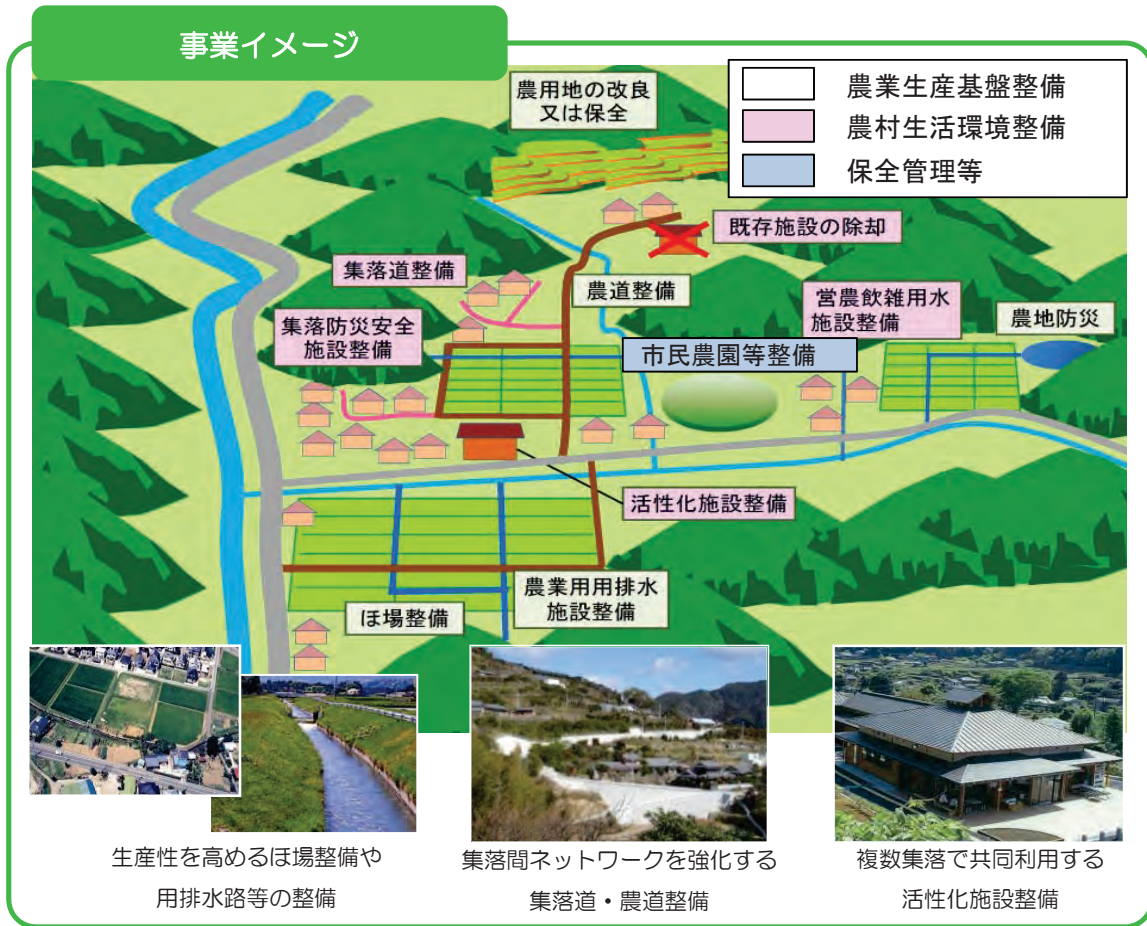
都道府県又は市町村が策定する農村振興基本計画等に即し、農地や農業用排水施設などの農業生産基盤整備と併せて農業集落道や農業集落排水施設などの農村生活環境整備及び耕作放棄地対策を総合的に実施。

### <特徴>

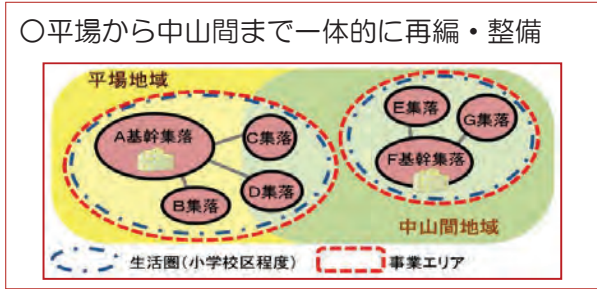
- 農村地域を総合的に整備することにより、秩序ある土地利用、生活環境の改善など、農業生産基盤と生活環境の両面で質の高い環境整備が可能です。
- 農業の生産条件等が不利な中山間地域においても、農業生産基盤整備と併せて農村生活環境整備及び耕作放棄地対策を総合的に実施することにより、中山間地域における農業・農村の活性化を支援します。

## 事業メニュー

| 区分       | 事業種類                    | 事業内容                               |
|----------|-------------------------|------------------------------------|
| 農業生産基盤整備 | (1) 農業用排水施設整備           | 農業用排水施設の整備                         |
|          | (2) 農道整備                | 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の整備              |
|          | (3) ほ場整備                | 農用地の区画整理、これと関連する整備                 |
|          | (4) 農用地開発               | 農用地の造成とこれに附帯する施設の整備                |
|          | (5) 農地防災                | 農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するための施設の整備 |
|          | (6) 客土                  | 農用地につき行う客土                         |
|          | (7) 暗渠排水                | 農用地につき行う完全暗渠の整備                    |
|          | (8) 農用地の改良又は保全          | 農用地の改良又は保全に必要な整備                   |
| 農村生活環境整備 | (1) 農業集落道整備             | 農道を補完する集落周辺の道路の整備                  |
|          | (2) 営農飲雑用水施設整備          | 家畜、園芸、洗浄など営農飲雑用水施設の整備              |
|          | (3) 農業集落排水施設整備          | 雨水を排除する施設等の整備                      |
|          | (4) 集落防災安全施設整備          | 集落の防災安全のために必要な施設の整備                |
|          | (5) 用地整備                | 非農用地の整備、農業施設用地の整備                  |
|          | (6) 活性化施設整備（中山間のみ）      | 農業生産活動等の拠点等多目的施設の整備                |
|          | (7) 地域農業活動拠点施設整備（中山間以外） | 農業生産活動、地域保全活動等の拠点施設の整備             |
|          | (8) 集落環境管理施設整備          | 農産廃棄物等の処理、再利用施設の整備                 |
|          | (9) 交流施設基盤整備（中山間のみ）     | 多目的広場等や附帯する施設の整備                   |
|          | (10) 情報基盤施設整備           | 施設の遠隔管理システム、防災情報システムの整備            |
|          | (11) 市民農園等整備            | 市民農園の整備及び附帯する施設の整備                 |
|          | (12) 生態系保全施設等整備         | 自然・生態系保全施設、修景施設等の整備                |
|          | (13) 地域資源利活用施設整備        | 地域資源を活用し農業生産を補完する施設の整備             |
|          | (14) 施設補強整備             | 農業施設の安全性の確保に必要な補強整備                |
|          | (15) 施設環境整備             | 高齢者・障害者の利用に資する農業施設の改修整備            |
|          | (16) 歴史的な土地改良施設保全整備     | 歴史的な土地改良施設の補強等の保全整備                |
|          | (17) 施設集約整備             | 農業農村施設の撤去、撤去跡地の整備                  |
|          | (18) 交換分合               | 農用地等の交換分合                          |
|          | (19) 集落土地基盤整備           | 必要な範囲内の農振白地の農用地の改良・保全整備            |
| 保安全管理等整備 | (1) 高付加価値農業基盤整備         | 高付加価値農業の営農に必要な用水及び排水整備             |
|          | (2) 附帯整備                | 既設高付加価値農業に係る施設の撤去・移転               |
|          | (3) 用地整備                | 耕作放棄地等の利活用のための用地整備                 |
|          | (4) 市民農園等整備             | 市民農園の整備及び附帯する施設の整備                 |
|          | (5) 生態系保全施設整備           | 生態系の保全に資する施設の整備                    |
|          | (6) 遊水池整備               | 周辺地域からの流水の一時貯留施設等の整備               |
|          | (7) 土地改良施設撤去及び跡地整備      | 土地改良施設の撤去及び跡地整備                    |
| (8) 交換分合 | 農用地等の交換分合               |                                    |



- 事業体系
- 農山漁村地域整備交付金
- └ 農村集落基盤再編・整備事業
    - └ 集落基盤再編型
    - └ 中山間地域総合整備型
    - └ 農地環境整備型
    - └ 実施計画策定型



- <交付先等>
- 集落基盤再編型
    1. 交付先：都道府県、市町村
    2. 事業実施主体：都道府県、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合等
    3. 交付率：1/2等
  - 中山間地域総合整備型
    1. 交付先：都道府県、市町村
    2. 事業実施主体：都道府県、市町村
    3. 交付率：55%等
  - 農地環境整備型
    1. 交付先：都道府県、市町村
    2. 事業実施主体：都道府県、市町村
    3. 交付率：55%等
- ※沖縄振興公共投資交付金においても上記事業に対する支援が可能

## 「農地環境整備型」実施イメージ

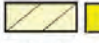

耕作放棄地が介在する地域において、営農の再開が見込めない区域と営農を継続し生産性向上を図る区域を計画的に区分し、耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境保全と、優良農地の生産性向上を図るための整備を一体的に実施。


事業実施前



事業実施後



「生産区域」(凡例:  )  
・農業生産性の向上を目的とした基盤整備

「保全管理区域」(凡例: )  
・保全管理、利活用による周辺農地への悪影響の除去

農山漁村地域整備交付金のうち  
地域用水環境整備事業（公共）

対策のポイント

農業水利施設の保安全管理又は整備と一体的に、農業用水の有する地域用水機能の維持・増進を図るため必要となる整備を実施。

（地域用水機能）

農業用水は農業水利施設を通じて、農業生産以外に、生活用水、防火用水、消流雪用水、水質浄化用水、景観・生態系保全、親水など地域用水として多面的な機能を有しています。

政策目標

地域住民や都市住民のニーズに対応した生活環境の質的向上、農業用水の有する多面的な機能の適切な発揮

<内容>

1. 地域用水環境整備型

農業水利施設の保安全管理又は整備と一体的に、農業用水の有する地域用水機能の維持・増進を図るための整備を実施します。

具体的には、以下の施設を整備します。

- ①親水・景観保全施設、②生態系保全施設、③地域防災施設、④渇水対策施設、⑤利用保全施設、⑥地域用水機能増進施設、⑦小水力発電施設

2. 歴史的施設保全型

国の登録文化財等、文化財としての価値を有する農業水利施設等の土地改良施設を対象に、その歴史的な価値に配慮しつつ、施設の補修等を実施します。

補助率：1は農林水産省、北海道、離島50%、奄美52%、  
沖縄2/3(ただし、⑦等の単独施設整備は50%)  
2は50%(ただし沖縄にあっては75%)  
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、その他団体

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課（03-3502-6246）]

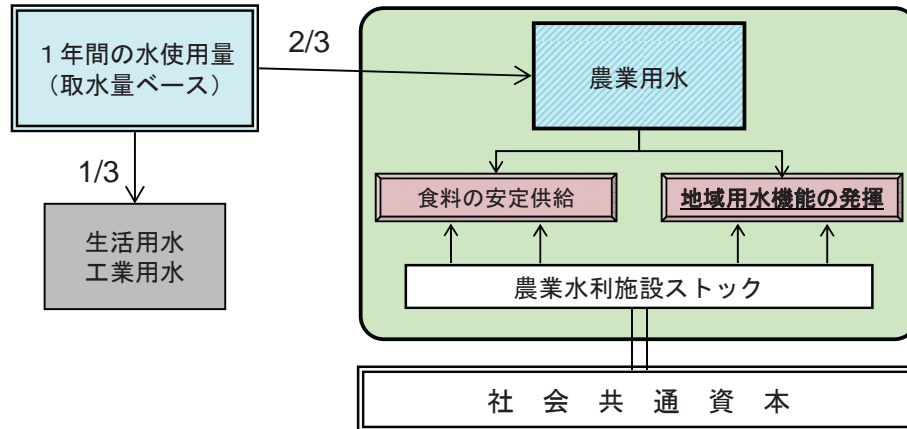
# 農山漁村地域整備交付金のうち地域用水環境整備事業

(現 状)

- ・ 農業用水の年間取水量は、我が国の水使用量の3分の2に相当。

(背 景)

- ・ 農業用水は、昔から「地域の水」として人々の生活に密着し、炊事、洗濯等の生活用水や消雪用水などの地域用水機能を発揮。
- ・ また、農村地域の景観形成や親水、生態系保全を通じて、地域住民や都市からの来訪者に「うるおい」や「やすらぎ」を提供。



- 農業水利施設の適切な保安全管理・整備と一体的に、農業用水の有する多面的な機能(地域用水機能)の発揮や、自然に恵まれた緑地空間の形成等を図ることにより、地域住民にも開かれた魅力ある農村空間の形成を推進。



親水機能

水深を浅くし、自然石を護岸に用いるなど、子どもたちが水に親しめるようにしています。



消流雪用水機能

冬には消流雪用水路として、住民の生活に欠くことのできない役割を担っています。



生態系保全機能

野生生物や魚類などの生息を助け、自然生態系の機能を再生しています。



生活用水機能

農作物や農機具などの洗い場として、昔から広く利用されています。

○ 物流革新に向けた取組の推進のうち

# 食品流通拠点整備の推進（強い農業づくり総合支援交付金の一部）

令和8年度予算概算決定額 12,013百万円（前年度 11,952百万円）の内数

## <対策のポイント>

卸売市場の物流機能を強化し、将来にわたって生鮮食料品等の安定供給を確保するため、物流の標準化やデジタル技術等の活用による業務の効率化・省力化、防災・減災への対応を図り、幹線輸送、有機農産物や小口需要対応、輸出拡大の拠点となり得る卸売市場施設等の整備を支援します。

## <事業目標>

流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（12.4% [令和5年度実績]→10% [令和12年度まで]）等

## <事業の内容>

### 1. 卸売市場施設整備

生鮮食料品等の流通の確保のための機能の高度化、輸出拡大、防災・減災対策を実現するため、

- ① 物流の効率化・自動化・省力化
- ② 共同輸配送等に対応する物流機能の強化
- ③ デジタル化・データ連携の強化
- ④ 品質・衛生管理の高度化
- ⑤ 分荷機能の強化
- ⑥ 輸出先国までのコールドチェーン・衛生管理基準の確保
- ⑦ 災害時の物資調達・供給拠点機能の強化

等に資する卸売市場施設の整備を支援します。

### 2. 共同物流拠点施設整備

物流効率化やCO2排出削減に資する共同配送・モーダルシフトのためのストックポイント等の共同物流拠点施設の整備を支援します。

## <事業の流れ>

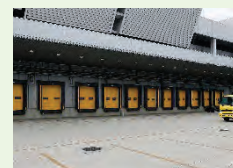


## <事業イメージ>

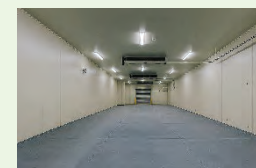
### 1. 卸売市場施設整備



全天候型で、左右どちらにも荷下ろし可能な中央通路



外気の影響を受けないドックシェルター



需要に対応した大小の定温施設



データ連携・デジタル化による業務の改善



自動搬送装置



加工処理施設

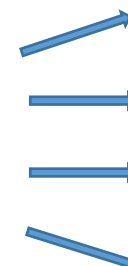


非常用電源

### 2. 共同物流拠点施設整備



共同物流拠点



【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部食品流通課（03-6744-2059）

# 経済産業省の取組 (中小企業庁の取組)

# 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の概要

## 経済産業大臣が認定する商業施設整備事業の認定スキーム

※中活計画に基づく事業であって特に経産大臣の認定を得たもの

中心市街地活性化基本計画に基づき、

- ①意欲的な目標を掲げ（年間来訪者数が、中心市街地の居住人口の4倍以上等）
  - ②中心市街地の経済活力を向上させる波及効果があり
  - ③地元からの強いコミットメントがある
- 民間商業施設整備プロジェクトに対して  
経済産業大臣が認定し、**低利融資**等の支援を実施。

### ● 低利融資

日本政策金融公庫からの**低利融資**

**（特利3：1.65～2.65%，貸付額最大7.2億円）**

※特利3は令和8年4月時点。実際の利率は日本政策金融公庫の判断により決定。  
※上記利率は標準的な貸付利率です。  
適用利率は、信用リスク（担保の有無を含む）等に応じて、所定の利率が適用されますので、詳しくは日本政策金融公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。



## 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経産大臣認定要件

認定実績：19件

### ① 意欲的な数値指標を達成することが、当該事業の事業計画に照らして十分に見込まれること（以下のいずれか）。

- 「年間来訪者数」が、中心市街地の居住人口の4倍以上であること。
- 「年間売上高」が、中心市街地の年間小売商品販売額の1%以上であること。
- 「年間平均雇用人数」が、50人以上であること。

### ② 中心市街地及び周辺地域の経済活力を向上させる波及効果があること。

- 来訪者、就業者又は売上高の増加が、事業実施区域に止まらず、当該事業実施区域を含んだ中心市街地及びその周辺地域に対して、どのような形で寄与するか説明されていること。

### ③ 地元住民等の強いコミットメントがあること（以下のいずれか）。

- 当該市町村から当該事業に要する経費の相当部分について負担が行われていること。
- 当該市町村の議会において、当該事業を推進すべきである旨の決議がなされていること。
- 当該事業実施区域の地権者から当該事業者に対し、安価な地代での土地の貸付けが行われていること。
- 当該中心市街地の相当数の住民、商業・サービス業者から、当該事業者が出資、貸付け又は寄附を受けていること。

### ④ 当該市町村に都市再生特別措置法に係る立地適正化計画（※）がある場合は、これに適合していること。

（※）立地適正化計画：居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の都市機能の誘導により、コンパクトシティ化を推進する計画。

# 令和8年度商店街等活性化支援事業（中小機構事業）

- 中心市街地または商店街を中心としたエリアの発展と地域経済の活性化を図ることを目的に「まちづくりオンライン相談」「巡回型支援」「パッケージ型支援」「中小企業アドバイザー派遣事業」を実施。
- まちづくり分野の経験豊富な専門家を派遣し、「地域のビジョン策定」「事業推進体制の構築」「持続可能な事業の推進」に軸を置き、エリアの活性化を推進する中心市街地活性化協議会や商店街振興組合、まちづくり会社などの地域組織に対して支援を行う。

## 〈中心市街地・商店街等診断・サポート事業〉

| <h3>オンライン相談支援</h3> <p>エリアの活性化や商店街の活性化に向けて取り組む方、またはこれから取り組もうとしている方を対象に、オンラインによるアドバイスを実施</p>                 | <h3>巡回型支援</h3> <p>地域課題の特定やエリアの活性化に向けた具体的な取組に対して支援メニューの提案や取り組むべき方向性のアドバイスを実施</p>   | <h3>【公募】パッケージ型支援</h3> <p>地域における課題の解決やエリアの活性化に向けた具体的な取組に対して、複数専門家で構成するプロジェクトチームによる伴走支援を実施</p>                                |
|--|---|---|
| <p><b>支援期間</b><br/>最大3回/年間 2時間/回</p> <p><b>支援体制</b><br/>専門家1名/回</p>  | <p><b>支援回数</b><br/>1地域最大3回/年間<br/>(対面・オンライン)</p> <p><b>支援体制</b><br/>専門家1名/回</p>   | <p><b>支援期間</b><br/>約1年間<br/>(対面・オンライン)</p> <p><b>支援体制</b><br/>複数の専門家によるプロジェクトチーム</p>  |
| <p><b>主な支援活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・簡便な課題解決</li> <li>・エリア活性化に向けた取組促進 等</li> </ul> | <p><b>主な支援活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エリア課題整理の支援</li> <li>・知識補充の支援</li> <li>・検討事項への助言 等</li> </ul> | <p><b>主な支援活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジョン策定の支援</li> <li>・事業推進体制の構築支援</li> <li>・事業推進の支援 等</li> </ul> |

## 〈中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業〉

|  |   |   |
|--|---|---|
| <h3>中小企業アドバイザー派遣事業</h3> <p>中心市街地活性化法に基づく認定計画掲載（見込み含む）事業や、各地域で定めた中心市街地活性化のための計画の掲載（見込み含む）事業の課題解決に向けた支援を実施</p> | <p><b>支援回数</b><br/>最大3回/年間<br/>(中心市街地活性化計画認定地域は最大5回/年間)</p> | <p>詳しくはこちら→</p> <p>中小機構 まちづくり </p>  |
|--|---|---|

## 中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

経済産業省中小企業庁経営支援部商業課

|   |
|---|
| <b>【支援措置名】</b> 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定（法第7条第12項、第50条）  |
| <b>【支援措置区分】</b> （1）法に定める特別の措置   |
| <b>【概要】</b><br>民間事業者が認定中心市街地において実施する、地域住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ、経済効果の高い民間プロジェクトに対し、中心市街地の活性化に関する法律第50条規定に基づき、経済産業大臣が特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定を行う。特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定を受けた民間事業者は、以下の支援措置を受けることができる。<br><br>・ 日本政策金融公庫による低利融資<br>・ 大規模小売店舗立地法の特例（法第58条）<br>・ 独立行政法人中小企業基盤整備機構による市町村経由の資金の貸付制度（法第52条第2項）<br>・ 中小企業信用保険法の特例（法第53条） |
| <b>【近年の取組状況】</b><br>＜令和5年度＞<br>山口県周南市：徳山駅前地区商業施設整備事業  |
| <b>【備考】</b>   |

## 中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

経済産業省中小企業庁経営支援部商業課

|   |
|---|
| <b>【支援措置名】</b> 商店街等活性化支援事業（中小企業基盤整備機構運営費交付金）  |
| <b>【支援措置区分】</b> （3）その他の支援措置   |
| <b>【概要】</b><br>中心市街地または商店街を中心としたエリアの発展と地域経済の活性化を図ることを目的に「オンライン相談支援」「巡回型支援」「パッケージ型支援」「中小企業アドバイザー派遣事業」を実施。まちづくり分野の経験豊富な専門家を派遣し、「地域のビジョン策定」「事業推進体制の構築」「持続可能な事業の推進」に軸を置き、エリアの活性化を推進する中心市街地活性化協議会や商店街振興組合、まちづくり会社などの地域組織に対して伴走支援を行う。 |
| <b>【近年の取組状況】</b><br>＜令和7年度＞<br>「中心市街地・商店街等診断・サポート事業」<br>・オンライン相談支援：16地域 18回<br>・巡回型支援：6地域 12回<br>・パッケージ型支援：16地域<br>・中小企業アドバイザー派遣事業：7地域 21回<br><br>「中心市街地活性化協議会支援センター事業」<br>・各種相談対応：28件<br>・交流会：10回<br>・事例紹介（まちかつHP）：14地域        |
| <b>【備考】</b>   |